

平成20年度

中山間地域等直接支払交付金の取組について

北 竜 町

「中山間地域等直接支払制度」とは

■ 制度の基本的考え方

農業・農村は、単に食料を供給するだけでなく、農業生産活動等を通じ国土の保全、水資源のかん養、良好な景観の形成、国民に保健休養の場を提供するなどの多くの多面的機能を有していますが、中山間地域等は、傾斜地が多いなど農業生産条件が不利な地域であることから、特に、耕作放棄地の増加等による多面的機能の低下が懸念されています。

このため、本制度では、中山間地域等において、農業生産の維持を通じ、多面的機能を確保する観点から、平成12年度から5カ年毎の対策として、平地地域との生産条件の格差の8割を直接支払うものです。

■ 制度の変遷

平成12年度から平成16年度までに行われた前期対策の検証の結果、活発な取組を行っている集落がある一方、制度開始前の取組に比べて変化の見られない集落があるなど集落間の取組にばらつきが見受けられたことから、平成17年度からの対策においては、将来に向けた取組の充実により安定的な農業生産活動の継続を促す仕組みに改善されました。

安定的な農業生産の計画を促すために、平成17年度から平成21位年までの5年間の取組について一定の要件を満たす集落に対しては体制整備単価、この要件を満たさないものの5年間の基本的な活動を行う集落に対しては基礎単価(体制整備単価の8割)を交付し、交付金額の差を設定するなど交付単価の仕組みが改善されています。

■ 対象農地

農業振興地域の農用地区域内にある一団の農用地(1ha以上の団地または営農上の一体性を有する複数の団地の合計面積が1ha以上の農用地等)で、次の条件に該当する農用地となります。

| 区 分 | 傾 斜 度 | | 備 考 |
|--------|---------|----------------|-----|
| | 田 | 畑(樹園地含む)・採草放牧地 | |
| 急傾斜農用地 | 1/20以上 | 15度以上 | |
| 緩傾斜農用地 | 1/100以上 | 8度以上 | |

■ 交付金額

| 地目 | 交付金額(10アール当たり) | |
|-------|----------------|--------|
| | 急 傾 斜 | 緩 傾 斜 |
| 田 | 21,000円 | 8,000円 |
| 畑 | 11,500円 | 3,500円 |
| 草地 | 10,500円 | 3,000円 |
| 採草放牧地 | 1,000円 | 300円 |

■ 対象者

集落協定に基づいて5年間以上継続して農業生産活動を行う農業者等です。

■ 集落協定

協定を結ぶ集落においては、対象農地の範囲、構成員の役割分担、農業生産活動等として取り組む事項、集落マスタープラン、農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項、交付金の使用方法等を記入した協定書を作成し、市の認定を受ける必要があります。

集落では協定に基づき、次の農業生産活動等に取り組むことが必要です。

○ 8割単価の取り組み

・ 必須事項

耕作放棄の防止等の活動等・水路農道等の管理活動

・ 選択的必須事項

多面的機能を増進する活動(周辺林地の管理、景観作物作付等の中から一つ以上)

○ 標準単価の取り組み(上記8割単価の取り組みに加え以下の取り組みが必要)

・ 必須事項

農用地等保全マップの作成・実践

・ 選択的必須事項

生産性・収益の向上、担い手育成、多面的機能の発揮の活動の中から2つ以上、若しくは、集落を基礎とした営農組織の育成、担い手集積化の活動の中から1つ以上

■ 期間

平成17年度から平成21年度までの5カ年間

■ 交付金の返還

協定内農用地において耕作放棄等の協定違反があった場合は、協定年度にさかのぼって協定農業者等全員において全額返還となります。

■ 実施状況の公表

本制度は、傾斜度などの一定の基準を満たす農用地を耕作する農業者等を対象に交付金を交付するという我が国農政史上例のない手法であることなどから、透明性を確保して国民の理解の下に実施するなどの観点から、毎年度その実施状況を公表することとしています。

※平成20年度の集落協定締結状況

・ 集落数 1集落

・ 交付金総額 125,687,563円

・ 対象面積 14,576,320㎡

・ 協定参加者数 228名

【問合先】

北竜町役場産業課農業振興係

TEL34-2111(内線246)